

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2303002		処分名	指定給水装置工事事業者の指定		
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	上下水道事業管理者			
担当部署	部	上下水道局	課	営業課		
根拠規定	水道法			第16条の2第1項		
基準規定	①	水道法		第25条の3第1項		
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	無	当初設定日		最終更新日	令和5年8月31日
	非公開該当		未設定理由	法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要		
	※ 基準規定(参考) 別紙『水道法』及び『水道法施行規則』による。					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月1日	最終更新日	
	期間	30日				
聴聞等						
備考	処分ID1303016から移行					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2303003		処分名	指定給水装置工事事業者の指定の更新		
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	上下水道事業管理者		
担当部署	部	上下水道局		課	営業課	
根拠規定	水道法				第16条の2第1項	
基準規定	①	水道法			第25条の3の2第1項	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	無	当初設定日		最終更新日	令和5年8月31日
	非公開該当		未設定理由	法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要		
	※ 基準規定(参考) 別紙『水道法』及び『水道法施行規則』による。					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和5年8月31日	最終更新日	
	期間	60日				
聴聞等						
備考						

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2999001		処分名	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認		
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	上下水道事業管理者			
担当部署	部	複数部局	課	複数課	下水道工務課, 河川雨水対策課	
根拠規定	下水道法				第16条	
基準規定	①	下水道法施行令			第17条	
	②	下水道法施行令			第17条の4	
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月12日	最終更新日	平成28年9月12日
	非公開該当		未設定理由			
<p>(1) 北勢沿岸流域下水道(南部処理分区)関連鈴鹿市公共下水道事業に適合したものであること。</p> <p>(2) 下水道法施行令第17条及び第17条の4の技術基準に適合したものであること。</p> <p>(3) 下水道排水施設については、局が定める技術指針及び技術基準等に適合したものであること。</p> <p>(4) 排水施設のうち雨水の排水に係る施設については、開発区域内及び当該区域に隣接する周辺地域の雨水を有効に排除できる構造であること。</p> <p>(5) 排水施設のうち、下水道の施工にあつては、建設業法第3条に基づく登録があるもので、かつ、下水道管渠工事の実績を有する者であること。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月12日	最終更新日	
	期間	14日間				
聴聞等						
備考						

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2999002		処分名	公共下水道の排水施設への物件設置の許可		
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	上下水道事業管理者			
担当部署	部	複数部局	課	複数課	下水道工務課, 河川雨水対策課	
根拠規定	下水道法			第24条第1項, 第2項		
基準規定	①	下水道法施行令		第16条, 第17条, 第17条の2, 第17条の3, 第17条の4		
	②	鈴鹿市公共下水道条例		第21条, 第22条		
	③	鈴鹿市公共下水道条例施行規程		第19条		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成29年9月8日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			
<p>(1) 北勢沿岸流域下水道(南部処理分区)関連鈴鹿市公共下水道事業に適合したものであること。</p> <p>(2) 下水道法施行令第17条及び第17条の4の技術基準に適合したものであること。</p> <p>(3) 下水道排水施設及び排水設備については, 局が定める技術指針及び技術基準等に適合したものであること。</p> <p>(4) 鈴鹿市公共下水道条例施行規程第19条に規定する審査手続に必要な書類を提出されたものであること。</p> <p>(5) 鈴鹿市公共ます等設置に関する要綱に適合したものであること。</p> <p>※基準規定(参考)          ○鈴鹿市公共下水道条例施行規程          (行為の許可の申請)          第19条 条例第21条の規定により行為の許可を受けようとする者は, 制限行為(変更)許可申請書(第19号様式)に次に掲げる書類を添付し, 上下水道事業管理者に提出しなければならない。          (1) 施設, 工作物その他の物件(排水設備を除く。以下「物件」という。)を設ける場所を表示した位置図(縮尺2,500分の1以上)          (2) 物件の配置を表示した平面図(縮尺200分の1以上)          (3) 物件の構造を表示した図面(縮尺200分の1以上)          (4) 物件の断面を表示した図面(縮尺200分の1以上)          (5) 物件の構造の詳細を表示した図面(縮尺200分の1以上)          (6) 前各号に掲げるもののほか, 上下水道事業管理者が必要と認める書類</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成29年9月8日	最終更新日	
	期間	14日間				
聴聞等						
備考						